

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

改正理由

特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）を受け、及び事務組織の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

上位法令の改正及び事務組織の変更に基づく形式的な改正であるため、関係審議機関には諮らず、決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年 3 月22日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規則第 5 号

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則（昭和52年規則第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学文書決裁規則の一部改正について

改正理由：特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）を受け、及び事務組織の一部変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第1 〔省略〕			別表第1 〔省略〕		
別表第2			別表第2		
(総務部関係)			(総務部関係)		
事 項	名 義 者	専 決 者	事 項	名 義 者	専 決 者
(1)～(14) 〔省略〕			(1)～(14) 〔省略〕		
(15) 職員の採用等の発令に関する文書			(15) 職員の採用等の発令に関する文書		
教 育 職 員	学 長	総 務 部 長	教 育 職 員	学 長	総 務 部 長
(副校長を除く。)			(副校長を除く。)		
事 務 職 員	学 長	事 務 局 長	事 務 職 員	学 長	事 務 局 長
(副課長以上を除く。)			(課長補佐，専門員以上を除く。)		
(16)～(21) 〔省略〕			(16)～(21) 〔省略〕		
(22) 俸給の決定に関する文書（ただし，休職，降格及び懲戒に係るものを除く。)	学 長	総 務 部 長	(22) 俸給の決定に関する文書（ただし，休職，降格及び懲戒に係るものを除く。)	学 長	総 務 部 長
〔初任給〕			〔初任給〕		
附 属 学 校 教 員	学 長	総 務 部 長	附 属 学 校 教 員	学 長	総 務 部 長
(副校長を除く。)			(副校長を除く。)		
事 務 職 員	学 長	事 務 局 長	事 務 職 員	学 長	事 務 局 長
(副課長以上を除く。)			(課長補佐，専門員以上を除く。)		
〔上記以外の俸給の決定（昇格及び特別昇給を除く。）〕	学 長	総 務 部 長	〔上記以外の俸給の決定（昇格及び特別昇給を除く。）〕	学 長	総 務 部 長
(23)～(40) 〔省略〕			(23)～(40) 〔省略〕		
(41) 特別支援教育就学奨励費に関する文書			(41) 特殊教育就学奨励費に関する文書		
〔省略〕			〔省略〕		
附 則					
この規則は，平成19年4月1日から施行する。					